

# 国民年金で老後も安心

## 保険料は必ず納めましょう

月々の保険料は1万6260円です（平成28年度）

国民年金保険料は、年金制度を運営するための大切な財源であり、納付はわたしたちの義務です。納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、年末調整や確定申告の際に申告することができます。

### ◎納め方はいろいろ

- ・金融機関 郵便局（ゆうちょ銀行）、銀行、農協、漁協、信用金庫、信用組合、労働金庫の窓口で納める方法です。
- ・コンビニ 指定を受けた全国のコンビニエンスストアで納める方法です。
- ・電子納付・クレジットカード パソコンや携帯電話、自宅の電話、ATMを利用した電子納付（金融機関への申し込みが必要）やクレジットカード払い（年金事務所への事前申し込みが必要）にすることができます。
- ・口座振替 指定した口座から保険料が自動的に引き落とさ

れる口座振替は納め忘れがありません。

※口座振替の月々の保険料は月末に前月分が引き落とされませんが、当月末引き落としの「早割制度」を利用すると、保険料が月々50円割引になります。

### ◎納めることが難しい方は

所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、申請をすれば納付が免除または猶予される制度があります。納付が困難な場合は、未納のままにせず町民課または年金事務所にご相談ください。

※納め忘れや免除の承認を受けていない期間があると、年金額に影響が出たり年金が受けられない場合があります。保険料納付や免除などの申請は早めにお済ませください。

◆問い合わせ 町民課住民記録係（☎82-3111内線123）へどうぞ。

## 軽減基準や限度額が変更

# 平成28年度国民健康保険税が改正

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の算定方法を改正します。

### ◎国民健康保険税の軽減基準が拡大されます

軽減所得の判定について、▶保険税の5割軽減の対象となる世帯における加算金額が26万円から26万5千円に変更▶保険税の2割軽減の対象となる世帯における加算金額が47万円から48万円に変更——されることとなります。

#### ◆軽減判定所得の改正点

	軽減判定所得の要件（世帯所得）	
	改正前	改正後
7割軽減	所得 ≤ 33万円	所得 ≤ 33万円 ※変更なし
5割軽減	所得 ≤ 33万円 + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得 ≤ 33万円 + 26万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得 ≤ 33万円 + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得 ≤ 33万円 + 48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入して平成20年4月以降、後期高齢者医療制度へ移行した人のことをいいます。

### —軽減のために必ず申告を—

前年所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平均割額を7割、5割または2割軽減しています。対象世帯には軽減後の額でお知らせしています。

軽減のためには申請は必要ありませんが、所得が確定しないと軽減のための判定ができません。このため、所得の申告をしていないと軽減を受けられない場合がありますので、収入がない方であっても必ず申告をしてください。

### ◎国民健康保険税の限度額が引き上げとなります

平成28年度国民健康保険税の限度額について、医療分・後期高齢者支援金等分がそれぞれ2万円引き上げられます。

#### ◆限度額の変更点

	改正前	改正後	変更点
医療分	52万円	54万円	2万円引き上げ
支援分	17万円	19万円	2万円引き上げ
介護分	16万円	16万円	変更なし
計	85万円	89万円	4万円引き上げ

◆問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線111）へどうぞ。